第３章　地区・区域ごとの景観色彩

1 色彩選定の基本的考え方

(1) 色彩基準及び地区の景観になじみやすい色彩の策定に当たって

本ガイドラインで紹介する色彩基準や地区の景観になじみやすい色彩の例は、以下のような過程を経て、慎重に策定しています。

景観計画重点地区（13 地区）、一般区域

↓ 各地区・区域の特性を踏まえて分類

色彩基準の基本方針

- 落ち着きのある景観形成に配慮する地区（原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区、平和大通り沿道地区等）
- にぎわいの創出に配慮する地区（広島駅南口地区、都心幹線道路沿道地区等）

↓

色彩基準（案）の設定

要綱等に基づくこれまでの協議実績と他都市における色彩基準の運用状況を参考に各地区の特性を踏まえて設定

↓

景観協議での色彩基準（案）の試行（平成 23 年度～平成 25 年度）

要綱に基づく景観協議において実際に色彩基準（案）による協議を実施し、そこで得た課題を踏まえて基準を一部修正

↓

色彩基準の策定

↓

地域の景観になじみやすい色彩の例の策定

基準範囲内でも多く用いられ景観のまとまりを創出しやすい色や景観資源との対比が少なく違和感なく溶け込みやすい色など

(2) 色彩基準策定の考え方

景観計画における色彩基準は、景観計画重点地区（13 地区）及び一般区域の景観を「落ち着きのある景観形成に配慮する地区」と「にぎわいの創出に配慮する地区」に分類し、建築物等の外観を構成する外壁、屋根、工作物の基準を組み合せながら、各地区・区域にふさわしい色彩のあり方を基準として定めたものです。

景観の基本特性	建築物の外壁　工作物の外観			建築物の屋根	工作物	
	基調色	補助色	強調色		自動販売機	日よけ、雨よけ等
落ち着きのある景観形成に配慮する地区 **厳しめの基準**	【彩度の制限概要】				落ち着いた色に統一 ・5Y7.5/1.5 ・N9 ・茶系色 （暖色系色相、明度 4 以下、彩度 4 以下）	【彩度の制限概要】
	低彩度色を基調 ・暖色系 4 以下 ・寒色系 1 以下	中彩度範囲までに抑制 ・暖色系 6 以下 ・寒色系 2 以下	使用位置を限定 ・10m 以下の低層階 （色彩の範囲は定めない）	低彩度色を基調 ・暖色系 4 以下 ・寒色系 1 以下		中彩度範囲までに抑制 ・暖色系 8 以下 ・寒色系 6 以下
	【明度の制限概要】					
	高明度色を基調 ・4 以上	極端な低明度色を抑制 ・3 以上 （一部地区に限る）	使用位置を限定 ・10m 以下の低層階 （色彩の範囲は定めない）	極端な高明度色を抑制 ・6 以下		
にぎわいの創出に配慮する地区 **緩やかな基準**	【彩度の制限概要】				制限を行わない	【彩度の制限概要】
	高彩度色を抑制 ・暖色系 6 以下 ・寒色系 2 以下	使用位置を誘導 ・できるだけ低層階で用いる （色彩の範囲は定めない）		高彩度色を抑制 ・全色相 6 以下		高彩度色を抑制 ・全色相 10 以下 （一部地区に限る）
	【明度の制限概要】					
	極端な低明度色を抑制 ・3 以上	使用位置を誘導 ・できるだけ低層階で用いる （色彩の範囲は定めない）		制限を行わない		

(3) 地域・地区区分

一般区域

・景観計画では、広島市全域を景観計画区域とし、建築物や工作物の色彩基準等を定めています。
・このうち、景観計画重点地区を除く市域を一般区域として、景観形成を進めていきます。
・本ガイドラインでは、一般区域を都市計画・用途地域に沿って4つの地区に区分し、色彩の考え方や地区の景観になじみやすい色彩の例などを挙げています。

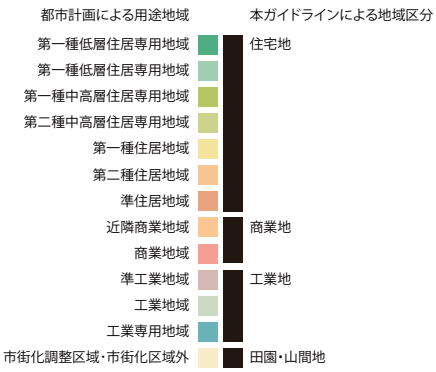

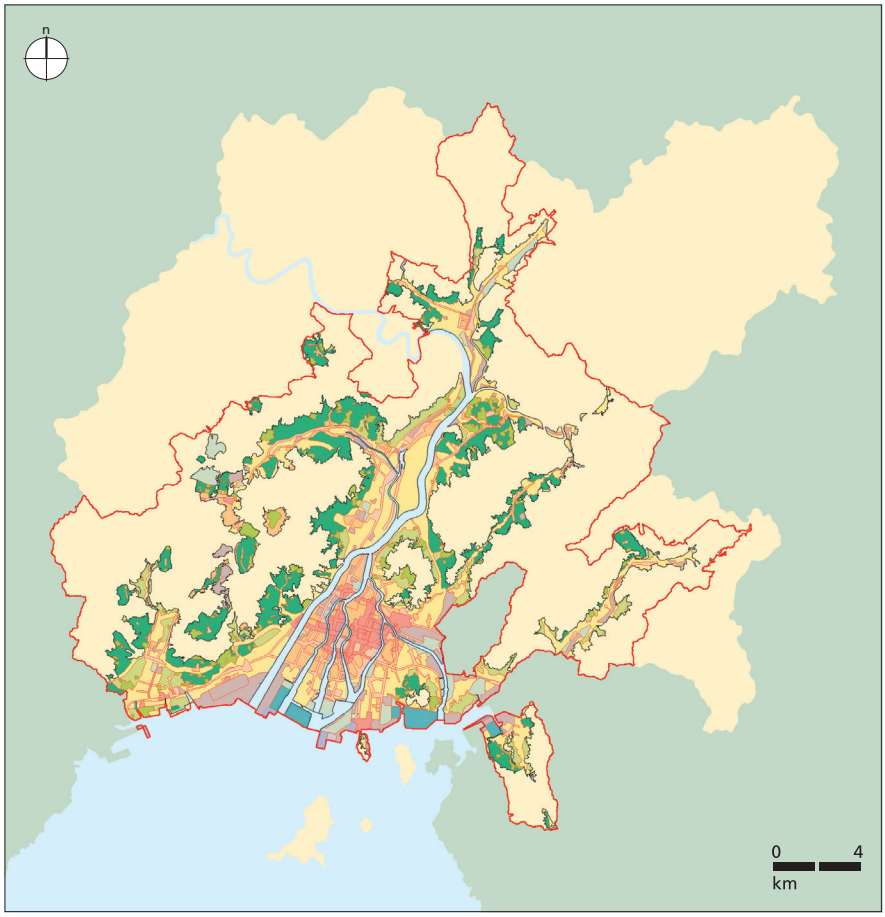

広島市都市計画図

景観計画重点地区

・景観計画では、全市的に良好な景観づくりを進めるに当たり、景観上重要かつ象徴的、代表的な地区から先導的な取組を進めるために13の重点地区を設定しています。
・本ガイドラインでは、これらの地区について色彩基準を提示するとともに、色彩の考え方や地区の景観になじみやすい色彩の例などを挙げています。

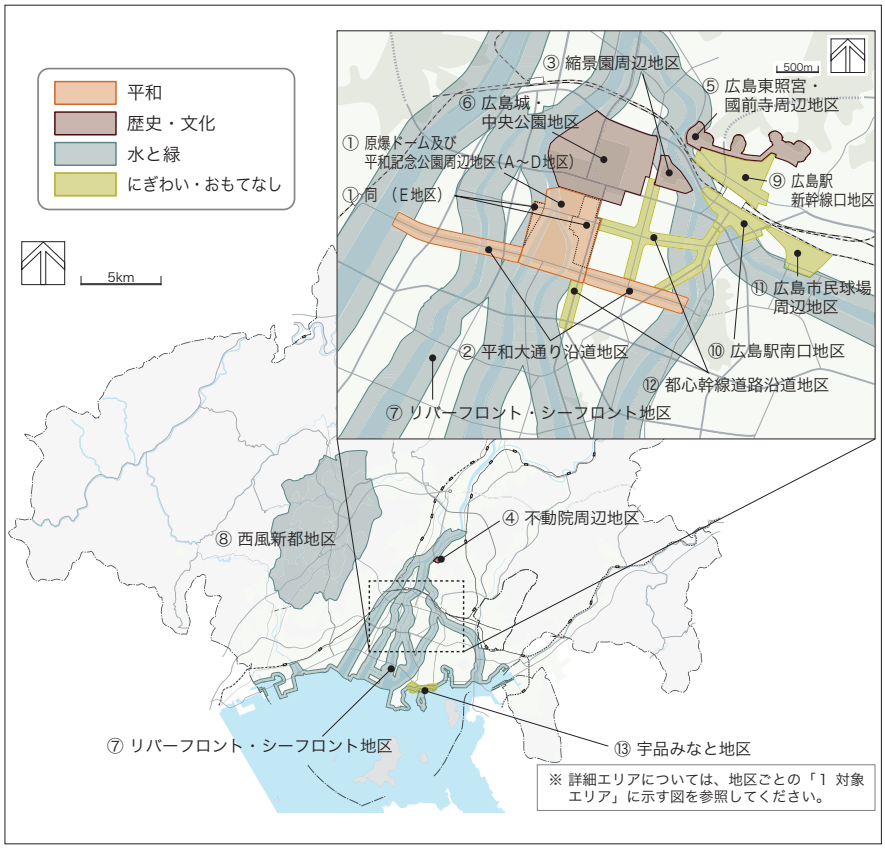

景観計画重点地区の位置図